

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1) 28年度の借受・転貸面積

| | 3月末までに 権利発生したもの (※2) | 左記以外で3月末までに 公告したもの (※3) |
|--------------|----------------------------|-------------------------------|
| 借受面積 | 644 | 16 |
| 転貸面積(※1) | 650 | 16 |
| うち新規集積面積(※1) | 309 | — |

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。
「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に担い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2:過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したもの及び
過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3:当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。
なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、
「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告したものとす。

(2) 累計(29年3月末時点)

| | 累計 (ストック) |
|-----------------|--------------|
| 借受面積(①) | 1,868 |
| うち転貸面積(②) | 1,865 |
| うち新規集積面積 | 671 |
| うち機構が管理している面積 | 3 |
| うち作業委託で管理している面積 | 0 |
| うち条件整備中の面積 | 0 |
| 転貸率②/① | 99.9% |

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

2 転貸先の状況(28年度事業分)

| 転貸先 | 経営体数 | 転貸面積 |
|----------------------|------|-------|
| (1)地域内の農業者 | 339 | 628.8 |
| ①認定農業者 | 260 | 581.0 |
| うち個人 | 162 | 186.4 |
| うち法人 | 98 | 394.6 |
| うち企業 | 12 | 56.6 |
| ②認定新規就農者 | 26 | 21.9 |
| ③基本構想水準到達者 | 7 | 3.7 |
| ④今後育成すべき農業者 | 5 | 1.8 |
| ⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業 | 0 | 0 |
| ⑥その他 | 41 | 20.4 |
| (2)地域外からの参入者 | 18 | 21.3 |
| うち法人 | 7 | 9.5 |
| うち企業 | 2 | 3.8 |
| 新規参入 | 27 | 45.1 |
| ①個人 | 16 | 7.2 |
| ②法人 | 11 | 37.9 |
| うち企業 | 4 | 5.0 |
| (1)+(2)の合計(※2) | 357 | 650.1 |

| 転貸を受けた者の農地の状況 | 転貸前 | 転貸後 |
|---------------------|-----|-----|
| 平均経営面積 | 0.9 | 1.8 |
| 平均団地(連続して作業ができるほ場)数 | 1.8 | 1.8 |
| 1団地の平均面積 | 0.5 | 1.0 |

※1:担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2:経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

| | 機構設立前 | 最新時点 |
|-------------------------|--------|--------|
| 耕地面積 ^(※) (①) | 57,100 | 56,100 |
| 担い手の利用面積(②) | 18,837 | 21,427 |
| 担い手への集積率 ②/① | 33.0% | 38.2% |

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況 別表のとおり

5 経費等の状況(28年度事業分)

| | |
|------------------------|--------------|
| 賃料支払 | 84,934,309 円 |
| 賃料収入 | 84,934,309 円 |
| 差引賃料支払 | 0 円 |
| 管理・保全費支払 | 62,480 円 |
| 条件整備費支払 (土地改良区への支払) | 0 円 |
| 運営費支払 | 53,792,383 円 |
| 業務委託支払 | 44,737,617 円 |
| 合計 | 98,592,480 円 |
| 単年度借入面積1ha当たりの単価 | 153,094 円 |
| 累計借入面積1ha当たりの単価 | 127,665 円 |

| | |
|---------|-----|
| 条件整備費借入 | |
| 新規借入 | 0 円 |
| 返済 | 0 円 |
| 借入残額 | 0 円 |

6 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

- ・大分市(下宗方地区) 集積面積15ha(新規15ha)、集積率50.0%
- ・機構駐在員と地区のリーダーが、今後の地区内の農地管理のあり方について人・農地プランの作成を提案し、農業者の意向を確認したところ、農地の受け皿となる法人設立について、同意者が過半を占めたことから、地区内農地所有者の9割以上が参加する法人「(農)アグリ宗方」を設立
- ・地区内農地の5割を占める15haの農地を中間管理機構を通して集積

(2)機構自身の創意工夫

- ・市町村別の年間集積目標面積を設定
- ・受け手の公募を年6回偶数月に開催し、きめ細かく応募者を募集
- ・農地の集約化による経営の効率化と安定化を図るため、大分県農業法人協会、大分県集落営農法人会と協定を締結

(別 表)

| 市町村 (又は細分化) | 機構 借受面積 (ストック) ① | 機構 転貸面積 (ストック) ② | ②/① | 耕地 面積 ③ | 担い手 利用面積 ④ | ④/③ |
|----------------|---------------------------|---------------------------|-----|---------------|------------------|-------|
| 別府市 | 0.8 | 0.8 | 1.0 | 348.0 | 54.0 | 15.5% |
| 杵築市 | 118.7 | 118.7 | 1.0 | 3,580.0 | 1,398.0 | 39.1% |
| 国東市 | 89.2 | 89.2 | 1.0 | 3,850.0 | 1,683.0 | 43.7% |
| 日出町 | 32.3 | 32.3 | 1.0 | 826.0 | 223.0 | 27.0% |
| 大分市 | 64.9 | 64.9 | 1.0 | 4,140.0 | 601.0 | 14.5% |
| 臼杵市 | 89.5 | 89.5 | 1.0 | 2,430.0 | 884.0 | 36.4% |
| 津久見市 | 2.2 | 2.2 | 1.0 | 309.0 | 56.0 | 18.1% |
| 由布市 | 30.9 | 30.9 | 1.0 | 3,430.0 | 650.0 | 19.0% |
| 佐伯市 | 151.1 | 151.1 | 1.0 | 1,980.0 | 438.0 | 22.1% |
| 竹田市 | 129.9 | 129.9 | 1.0 | 6,670.0 | 2,586.0 | 38.8% |
| 豊後大野市 | 312.8 | 312.8 | 1.0 | 6,190.0 | 1,756.0 | 28.4% |
| 日田市 | 65.9 | 65.9 | 1.0 | 3,440.0 | 1,555.0 | 45.2% |
| 九重町 | 10.2 | 10.2 | 1.0 | 2,030.0 | 705.0 | 34.7% |
| 玖珠町 | 24.6 | 24.6 | 1.0 | 2,090.0 | 549.0 | 26.3% |
| 中津市 | 134.1 | 134.1 | 1.0 | 3,840.0 | 1,449.0 | 37.7% |
| 豊後高田市 | 187.1 | 187.1 | 1.0 | 3,020.0 | 1,742.0 | 57.7% |
| 宇佐市 | 423.6 | 421.1 | 1.0 | 7,940.0 | 5,099.0 | 64.2% |
| 合計 | 1,867.8 | 1,865.3 | 1.0 | 56,113.0 | 21,428.0 | 38.2% |

機構を軌道に乗せるための方策の実施状況

大 分 県
大分県農地中間管理機構

| 機構を軌道に乗せるための方策 | 方策の実行状況 |
|--|--|
| 1 農地中間管理事業を議題とした役員会の開催回数【28年4月～29年3月】 | (開催日) 28年4月1日、28年6月1日、29年2月27日 (開催回数) 3回 |
| 2 ①担い手との意見交換の実施状況【28年4月～29年3月】 ②意見交換結果の公表【29年3月末】 | (注) ①、②ともに、別紙9-2に記載。 |
| 3 関係団体との連携協定締結の状況【26年4月～29年3月】 | (連携協定締結の有無) 有 ※締結日：28年11月18日 (連携協定を締結した団体) 大分県集落営農法人会、大分県農業法人協会 |
| 4 県・機構幹部による市町村長への協力要請の状況【26年4月～29年3月】 | 農林水産部審議監等による市町村長への協力要請を次のとおり行った。 17市町／18市町村 |

| | |
|--|--|
| <p>5 機構役職員と現場コーディネーター担当者との打ち合わせの頻度</p> | <p>(開催頻度) 毎月 (開催方法) 機構まで現場コーディネーター担当者が来所 (打ち合わせ内容等) 機構からの連絡事項の伝達 現場コーディネーター担当者からの情報収集 など</p> |
| <p>6 都道府県知事や機構理事長自らが前面に立ったPRの有無</p> | <p>28年8月、12月、29年2月に知事の顔写真を載せた新聞広告を実施。</p> |
| <p>7 農地の税制改正（遊休農地の課税強化と機構に貸し付けた農地の課税軽減）についての周知徹底に向けたPRの実施状況【28年4月～29年3月】</p> | <p>周知徹底に向け、県においてチラシを作成した。各市町に配布し、活用してもらうよう取り組んだ。</p> |
| <p>8 機構事業推進のための農地情報公開システムの活用の有無</p> | <p>農地情報公開システム なし その他の地図システム 水土里情報システム 118地区 空間情報システム 30地区 市町独自のGISシステム 131地区</p> |

平成28年度 農地中間管理事業に対する事業評価委員意見

1 28年度目標に対する実績について

農地中間管理機構を通して賃借権を設定した農地面積は、27年度は、目標の1,300haに対し、約1,106haと目標の約85%を達成したが、28年度は、目標である1,200haに対し、約645haと目標の約54%に止まり、厳しい結果となった。

これは、農地の受け手となる担い手の高齢化や農地中間管理事業のメリット措置である機構集積協力金の制度改正などが影響したものと考えられるが、農地中間管理事業による農地集積は農業振興の重要な課題であり、各市町に対し、農地中間管理事業による具体的な集積計画の策定等、実績確保に向けた取組強化を要請するなど継続した取組に努められたい。

2 各地域の推進体制強化と農地利用最適化推進委員との連携について

農地の新規集積の促進には、地域ごとに農地集積に対する農家意識の向上に努めることが重要であり、県振興局や市町、農業委員会等の連携を強化するための推進体制づくりに、機構も積極的に参加し、地域の実情に沿った事業推進に努められたい。

あわせて、28年度から担い手への農地利用の集積・集約化など、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務となり、その中心的な役割を果たす農地利用最適化推進委員が、29年度中には全ての農業委員会に配置されることから、農地利用最適化推進委員と機構駐在員や県農地集積専門員との連携を密にして、積極的な事業推進を図られたい。

3 重点実施区域の設定による計画的な推進について

農地中間管理事業の重点実施区域は、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域や土地改良事業に取り組もうとしている区域などを、機構の業務委託先である市町が県振興局と連携して定めている。

重点実施区域において、確実に事業推進を図るために、関係機関が連携して、推進課題を共有しながら、集積目標の実現に取り組まれたい。

4 新規集積農地面積の確保について

機構集積協力金の制度改正により、新規集積農地面積の確保がこれまで以上に重要となった。

新規集積農地面積の内訳を担い手別にみると、認定農業者が94%（うち集落営農法人は48%、参入企業は18%）であり、認定新規就農者は5%を占めている。

今後も認定農業者の経営改善計画やそれぞれの担い手の拡大意向の実現に向け、新規集積農地の確保を支援するとともに、新たな担い手の育成に努められたい。

また、更なる上積みを図るために、畑地や樹園地、牧草地など水田以外の農地についても集積に努められたい。

5 優良農地情報の把握について

担い手への農地の集約化は、農地中間管理事業の重要な目的であり、集約化を進めるためには、機構が出し手の農地情報を把握した上で、まとまった優良農地の情報をストックしておく必要がある。

農地の出し手から貸付希望のある農地で借受け先が確定していない農地であっても、一定の面積規模を有しているなどの条件を満たす場合は、機構が登録農地として農地情報をストックし、受け手とのマッチングを行うよう努められたい。

6 米政策の見直しに向けた水田の畑地化について

平成30年産米からの国の米政策の見直しに向けて、県においては29年産の主食用米の作付けを28年産から1,000ha少ない20,100haとする目標を設定し、「米から園芸への転換」を掲げ、水田の畑地化の推進を打ち出した。

水田の畑地化の推進により、園芸を指向する農家へのまとまった農地の集積・集約化が必要となることが考えられるため、機構としても、県と連携して事業の推進に努められたい。

平成29年3月

大分県農地中間管理事業評価委員会 委員長 森山 有男